

THE DIOCESE OF KYOTO

NIPPON SEIKOKAI
(THE ANGLICAN CHURCH IN JAPAN)

380 OUKAKUEN-CHO
SHIMODACHIURI-AGARU
KARASUMA-DORI, KAMIGYO-KU
KYOTO 602-8011, JAPAN
TEL. (075) 431-7204
FAX (075) 441-4238



日本聖公会京都教区

〒602-8011
京都市上京区烏丸通下立売上る桜鶴岡町380
電話 (075) 431-7204
FAX (075) 441-4238

2007年1月29日

日本聖公会各教区教会 御中

日本聖公会京都教区
主教 高地 敬
常置委員一同

主のみ名を賛美いたします。

私ども京都教区の元牧師による性的虐待事件について、日本聖公会の多くの皆様方に御心配いただき、誠に申し訳ありません。京都教区の今の決意につきましては、先にお送りしました宣言文の通りです。

この件につきましてこの半年ほど、Eメールなどの文書によって多数の方に情報を流している人がありますが、その中には事実ではないことも多く含まれており、どうかそのような文書の内容をそのままの形で受け取らないでいただければと、皆様方に心よりお願い申し上げます。これまでこのような情報に対して私どもは、被害者との話し合いの微妙な段階であったため、一切反論をしませんでした。それによってかえって多くの方々に御心配をお掛けすることとなり、大変残念に思っております。現在、私どもは被害者の関係者の方とコンタクトを取り続けておりまして、まだ十分に納得していただくところには達しておりませんが、和解への努力を続けているところです。

被害者の関係者の方は、「当事者でない者はどんなにでも騒ぎ立てることができるが、当事者はこの事件について考えるだけでもつらくしんどい思いを持っている。流された文書を読んで励ましの手紙をくれる人もいるが、それによってかえって家の中が暗くなってしまう、、、」「審判廷への申し立て人の一人になってほしいと、文書を流している人から頼まれたけれども、最高裁の判決も出ていて、しかも審判廷はいわば教会の内輪の間が行うのであるから信用できない。それで、申立人になることは断わった。その方には1月中旬に手紙を書いて今までのことについて礼を述べ、もらった文書類も返した」と最近語ってくださいました。

京都教区として調査した結果につきましては昨年11月の教区会で報告し、近日中に発行される教区会決議録にも掲載されておりますので、それをお読みいただければと思います。2005年9月以降、私どもは被害者に謝罪し、そのお気持ちをうかがってまいりました。また、皆様方には機会あるごとに、「お聞きになりたいことがあれば、個別にお答えします」と表明してまいりました。そのようにして、個別にご質問いただいた方には、お答えしてまいりました。今後もその方針に変わりはありません。

以上、ご理解いただけましたら幸甚に存じます。

なお、この文書は被害者の関係者の方の了解のもとに出しておりますことを申し添えます。